

## ふるさとの木の香る家・店づくり促進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、糸魚川市農林水産事業補助金交付規則（平成17年糸魚川市規則第64号）別表第2の2の項に定めるふるさとの木の香る家・店づくり促進事業（以下「事業」という。）の実施に関し、同規則及び糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「建築物」とは、糸魚川産木材を使用する戸建て住宅、共同住宅、店舗、事務所並びに車庫及び倉庫類をいう。

(補助対象者、補助対象経費、補助金の額等)

第3条 補助対象者、補助対象経費及び補助金の額は、別表に掲げる事業区分に応じ、同表に定めるとおりとする。

2 同一敷地内に複数の建物を建築する場合において、補助金交付申請は、1度にまとめて申請することができるものとし、補助対象者1人につき1年度当たり1回限りとする。

(交付申請書の添付書類)

第4条 規則第3条第1項第1号の事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。

2 規則第3条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 建築物の平面図及び位置図
- (2) 建築物の建築に係る契約書の写し及び建築確認通知書の写し

(実績報告書の添付書類)

第5条 規則第10条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業報告書（別記様式第2号）
- (2) 糸魚川産木材の購入に係る領収書の写しまたは金額を証明できる書類の写し（別記様式第3号）
- (3) 糸魚川産木材のPR活動写真

- (4) 糸魚川産木材の使用箇所が確認できる写真及び事業完了写真
- (5) 使用した糸魚川産木材の産地証明書の写し
- (6) 糸魚川産木材の納品書の写し
- (7) 木拾い表
- (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行し、同日以降に交付決定する補助金から適用する。

別表（第3条関係）

事業区分	補助対象者	補助対象要件		補助対象経費	補助金の額
市内で建築物の新築工事等（新築工事、増築工事若しくは改装工事又はこれらに伴う備品類（ウッドデッキ等）の設置工事をいう。以下同じ。）を行う事業	建築主	補助対象者が使用する建築物の新築工事等であること。	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令に適合していること。</li> <li>(2) 市内に本店又は支店を有する建築業者により建築及び施工管理を行うこと。</li> <li>(3) 実績報告書を申請年度の3月末日までに提出する見込みであること。</li> <li>(4) 納材時期が、補助金の交付決定日以後であること。 ただし、納材時期がやむを得ない事由により事業完了年度の属する年度の4月1日よりも前となる場合であって、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合は、納材前に交付決定前着工届（別記様式第4号）を提出すること。</li> <li>(5) 建築物を建築見学会等の場として提供できること。</li> <li>(6) 糸魚川産木材をPRする広告、パンフレット、ホームページ等に建築物を掲示することに同意すること。</li> <li>(7) 施工中に建築シート、のぼり旗等を設置すること。</li> </ol>	建築物の新築工事等に使用した糸魚川産木材購入費	補助対象経費の2分の1以内の額 （上限20万円）
市外で新築工事等を行う事業	建築業者	補助対象者が建築する建築物の新築工事等であること。	同上	同上	補助対象経費の2分の1以内の額 （上限10万円）